

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、  
知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和3年11月10日

鹿児島県知事 塩田康一



ごち網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
ごち網漁業	操業区域（別表の操業区域をいう。以下同じ）の番号 1	1月1日から12月31日まで	5トン未満	定めなし	46隻	定めなし
ごち網漁業	操業区域の番号 2	4月1日から12月31日まで	5トン未満	定めなし	12隻	定めなし
ごち網漁業	操業区域の番号 3	4月1日から12月32日まで	5トン未満	定めなし	5隻	定めなし
ごち網漁業	操業区域の番号 4	1月1日から12月31日まで	5トン未満	定めなし	2隻	定めなし
ごち網漁業	操業区域の番号 5	1月1日から12月31日まで	5トン未満	定めなし	14隻	定めなし
ごち網漁業	操業区域の番号 6	1月1日から12月31日まで	5トン未満	定めなし	6隻	定めなし
ごち網漁業	操業区域の番号 7	1月1日から12月31日まで	5トン未満	定めなし	2隻	定めなし
ごち網漁業	操業区域の番号 8	1月1日から12月31日まで	5トン未満	定めなし	1隻	定めなし
ごち網漁業	操業区域の番号 9	4月1日から12月31日まで	5トン未満	定めなし	2隻	定めなし
ごち網漁業	操業区域の番号 10	11月1日から7月31日まで	5トン未満	定めなし	1隻	定めなし
ごち網漁業	操業区域の番号 11	11月1日から7月31日まで	5トン未満	定めなし	1隻	定めなし

申請すべき期間 令和3年11月10日（水）から同年12月9日（木）まで